

平成17年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成17年12月8日(木)午前9時開議

- 日程第 1 行政報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 議案第 5号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7号 静岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第 7 議案第 8号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について
- 日程第 8 議案第 9号 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第 9 議案第10号 川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 平成17年度川根本町一般会計本予算
- 日程第12 議案第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算
- 日程第13 議案第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算
- 日程第14 議案第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算
- 日程第15 議案第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算
- 日程第16 議案第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算
- 日程第17 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	教育長	澤村迪男君
総務課長	山本眞一君	総合支所長	森紀代志君
管理課長	羽倉範行君	企画環境課長	森下睦夫君
企画観光課長	羽根田泰一君	税務課長	鈴木一男君
健康増進課長	小坂泰夫君	保健福祉課長	小澤明弘君
町民課長	藤田至君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山田俊男君
事業課長	中村裕君	出納室長	小坂進君
教育総務課長	筑地秀昭君	生涯学習課長	柴田光章君

事務局職員出席者

議会事務局長 西村太一

開会 午前9時00分

開 会

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成17年第3回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

開 議

議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長、教育長及び各課長、総合支所長、出納室長が出席いたしておりますので、御了承ください。

日程第1 行政報告

議長（佐藤公敏君） 日程第1、行政報告を行います。

これを許します。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めましておはようございます。

本日、新町最初になります定例会、12月定例会を招集いたしましたところ、議員全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ことは、合併の準備と合併に伴うさまざまな手続、調整に追われた1年でありました。来年は合併を契機として町民の参加を得ながら、人が輝くまち、地域資源を生かせるまち、多くの人がかかわりを持てるようなまちを目指していきたいと考えております。川根本町役場も、町民のためになるのか、町民の利益になるのかを価値判断の原点として、時代の要請に対応できるような柔軟な組織運営、組織づくりに心がけたいと考えております。

町民あるいは議会、もちろん流域全体の運動として取り組んでまいりました大井川の流況改善運動は、大井川水利流量調整協議会の3年近くにわたる協議の結果、今年12月31日に水利権の更新を迎える東京電力田代川ダムの放流量等で合意することができました。今月21日より冬場0.43トンの先行放流が行われる予定であります。既に試験的な放流あるいは調査が行われているという情報も入っております。今月中に11回目の協議会の開催も予定されるなど、今後は戻ってきた

水の流下方策の検討に入っただけです。今後とも多くの皆様とともに、大井川の環境改善に取り組んでまいりたいと考えております。

水利流量調整協議会10回、そして多くの幹事会、打合会を行い、現在に至っております。今回の水利権更新については、大井川の清流を守る研究協議会が地元の皆様と一緒に運動を展開してまいりました。特に、今年は署名活動、現地視察、下流域の方々の上流現状の視察を通して、現在の大井川の状況を多くの皆様に認識していただきました。

今までは、ともすれば水をただ単に返すとの運動でありましたが、科学的な根拠や具体的な数値をもとにした流況改善を図っていこうという話し合いが進み、最終的に魚類、景観、河川利用という3点に絞りデータを収集し、これをもとに協議がなされてきました。

また、河川管理者である国土交通省からは、流況改善や水利権更新について、大井川全川を対象としていくという見解が示されました。これらは、今後の大井川の流況改善を進める上で大きな前進と考えております。これまでは、水利権更新を迎えた施設のある減水区間のみを対象として維持流量に関する協議がなされてきました。大井川全川を見据えて、流域面積に比して、地域ごとに必要な流量を検討していく方針は大きな前進であります。

今回の田代ダム水利権更新は、田代地点だけではなく、駿河湾に至るまでの水質、水量、土砂堆積を含めた幅広い環境改善につながります。田代の水が戻ってきただけの運動で終わったわけではありません。平成20年に井川ダムの水利権更新を迎えますが、そのときにも今回の算定基準、地点ごとの必要流量を求め、それを井川ダムの条件によって協議していくといった新しい運動が展開できるようになったことは、今回の運動の大きな成果と考え、それを支えていただいた地域の方々、そして多くの関係者の方々に改めて感謝を申し上げます。今後とも大井川の環境改善につながるよう協議を進めてまいりたいと考えております。

また、今回の議会には、川根本町一般会計予算等17年度の川根本町予算が上程されております。

御承知のとおり、新町の合併期日が年度中間の9月20日でしたので、旧両町の平成17年度予算編成においては、行政の継続性と住民福祉の向上などの行政課題への対応、生活基盤等の整備の早期完成のため、合併による事業の中断、おくれが出ないように配慮し、1年間の通年予算を編成しました。

合併直後の予算につきましては、地方自治法施行令第2条の規定により、町長職務執行者において予算が議会の議決を経て成立するまでの予算として、12月末までに必要と見込まれる義務的経費に旧両町で既に契約行為が成立している投資的経費を加えた暫定予算を調製し、現在、事務事業を執行しておるところですが、旧両町で未契約分の建設事業等が執行できない状態になっています。今回の本予算の編成におきましては、旧両町での議会の議決を経ているお互いの予算編成の理念を尊重、継承した中で、旧両町から引き継いだ事業の執行状況を考慮して、新町として必要となる経費を計上させていただいております。

また、現在18年度の予算編成を進めております。18年度の当初予算は、川根本町として合併してから、実質的には最初の予算編成となるものであります。旧2町は、地理的条件、町民性や価値観などが似通った地域であり、文化的、歴史的な面はもとより、経済的な面でもつながりが深い地域であります。合併で人口が1万人未満となる小規模合併を選択し、単独の一地方自治体と

しての発言力を確保するとともに、地域の特色やよさを保ち続け、広域合併ではできない町民にとって身近な行政運営を維持充実させることを目指したものであります。そうした理念は新町建設計画に反映されております。

経済環境の変化や少子高齢化など社会状況の変化など、農林業、商業等を取り巻く環境が年々悪化している中で、住民の生活圏の広域化や価値観の多様化、女性の社会進出に見られるよう、より豊かな生活を求める行政需要はますます細分化、拡大化し、さらなる独自施策の推進に加え、少子高齢化対策、循環社会の構築、地球環境問題への対応等、重要施策課題を国全体で推し進めなければならない、そうした上で地方に大きな役割が期待されております。

このような状況のもと、国の財政運営は、財政再建と景気対策の政策の中で何度か方向転換を余儀なくされてきましたが、平成13年6月に、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針が閣議決定されてからは、財政再建の方針が継続し、財政構造改革が強く求められ、地方交付税の縮小、地方への税源移譲、国庫補助負担金の一般財源化など、いわゆる三位一体の改革を最重要課題として推進してまいっております。

このようなことから、地方交付税の原資となる国税収入の伸びが見込めない状況下で、地方交付税制度の改正は、交付税総額の抑制を優先させるような理論上の行財政改革が先行し、地方交付税の性格である地方公共団体が一定の水準を維持し得る財源を保障する機能を低下させた内容となり、旧2町の財政運営は、歳出の削減と基金の取り崩しに頼る財政運営を余儀なくされております。

短期的な景気低迷や地方交付税の減額は、基金の取り崩しで対応する財政運営もある程度は容認され、対応も可能であります。基金残高が急激に減少している現状と地方交付税の財源保障機能の縮小の議論がある状況下では、町としての行政能力が問われ、行政評価など透明でかつ公正な行財政改革が必要不可欠であります。

平成18年度当初予算については、このような厳しい状況の中、合併関連事業の推進など特殊要因も加わり、編成することになります。新町建設計画の基本理念を理解し、新町の速やかな一体化を促進しながら、基本的なテーマである「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町」、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさとの具現化を目指してまいります。

単に旧町の予算を継承することなく、新たな経営感覚を持って行財政運営に取り組んでまいります。

18年度の予算編成については、新町の建設計画に基づいた当初予算の編成、事業の目的、事業費、財源内訳を明確にした予算とすること、説明責任としてより内容をわかりやすく、新町建設計画での主要施策に基づいた主要事業の展開を図ること、5%を削減したシーリング制度を導入し、17年度当初予算額から5%を減額した額以内とすることなどを基本方針として取り組んでまいります。

今後とも、多様化する新たな行政需要に対応できるよう、施策の重点化を行い、優先順位を明確にし、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行ってまいりたいと思っております。

また、事業別に目的及び内容を明確にした予算と、それをしっかり住民に説明していくことが

今後求められ、そうしたことを通じて、町民とともにまちづくりを進めていくことが必要かと考えております。

順不同ではありますが、現在各課から上がっている主なものについて、今後の御意見を伺うためにも説明をさせていただきます。

総務省において、今後の行財政改革の方針が示され、それに基づき新たな地方行政改革指針が策定されております。そして、それに基づいたさらなる行政改革の推進が求められておりますので、川根本町においても新たな指針に基づき、平成18年9月までに川根本町行政改革大綱、そして、おおむね5年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プラン及び定員管理の適正化計画を策定することが求められております。

また、現在、旧町単位で独立した行政無線施設を有しておりますが、新町において統一した無線施設の構築は急務な課題でありますので、特に地震、火災等の災害時において情報収集手段として有効な無線システムを早急に整備する必要があると考えております。

これは教育委員会関係でありますけれども、カヌーのまちづくりということで、来年、フラットウォーター競技ジュニア選手権等全国大会の開催も予定されております。今後とも、カヌーのまちづくりを進めるための組織づくり、あるいは体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

また、生涯学習等が進んでおりますけれども、そうしたものも、新しいまちづくりをするために生涯学習のまちづくりを今後とも推進し、そのもととなる地域学習の展開、あるいはその拠点整備も今後とも行っていかなければならないと考えております。

また、地域の未来を担う教育関係でありますけれども、21世紀を担う児童・生徒の育成は子供一人一人の能力や個性、適性に応じた教育を重視、推進する中で、生きる力をはぐくむことが肝要と考えております。今後とも地域の特性を生かし、自然、文化、伝統、人材を有効活用した教育活動を展開してまいります。喫緊の課題として、特別支援教育の推進等が課題となっております。

企画観光関係では、従来進めてまいりました奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の具現化が求められ、具体例として広域的エコツーリズム事業の展開等、今までのノウハウを生かした事業展開が求められ、4年後に開港を予定されている静岡空港、あるいは第2東名インターの開設を見合わせた交流人口の増大を図っていくことが必要と考えております。

また、支所関係では、川根本町総合支所の建設が今後とも重要な政策の中心になってまいります。今後、建設委員会の立ち上げを行い、住民合意の中で支所建設事業の推進を図り、あわせて防災拠点の整備等も進めてまいりたいと考えております。

引き続き農林水産業関係では、中山間地総合整備事業の展開、あるいは道路整備交付金事業を活用した町道、林道の整備等も進めてまいりたいと考えております。

生活関連では、合併浄化槽の推進を行い、あるいは生ごみの減量化等ごみの減量化に努め、新町の方針にありますような水と森の番人の使命を果たしていかなければならないと考えております。特に住民関係は、合併に伴って住民サービスの低下にならないよう配慮していかなければならないと考えております。

企画関係で、新規事業として縁結び事業を計画しております。川根本町における地域産業、後継者の育成と若者の定住促進を目的とし、年間を通じて農業体験を中心とした事業を展開しながら、多くの方々の交流を図っていきたいと考えております。

また、そうした基本的な考え方をまとめるため、来年度から町の総合計画の策定の準備に入り、18年度中に基本構想等をまとめられればと考えております。

まちづくりの関係で、本川根町で事業を展開してまいりました千年の学校は、今後とも引き続き川根本町の主要事業の一つとして位置づけてまいりたいと考えております。

千年の学校では、新しい地域づくりの考え方として、環境型の地域づくりの考え方を取り入れており、これは、地域を学ぶことで、その結果誇りある人々をつくり出す人づくり、それらの人々が自然や風景を美しく磨き、心から来訪者をもてなす地域の魅力づくり、それがさらに人々を呼び込む交流、物が行き交う活力づくりのもとになると考えております。人や情報が交流し、物が動き、活力がよみがえり、さらにそれが自信に満ちた人づくりへとらせん状に地域づくりの動きが継続されていくこと、これを地域づくりの循環プログラムと位置づけ、千年の学校は、地域の伝統、先人の知恵や技を学ぶ、いわゆる地域学という考え方のもと、町全体を学舎ととらえ、地域に学び、新しい価値観を生み出し、まちづくりに携わる人を育成することを目途として、今後とも事業を展開してまいりたいと思います。生涯学習との連携も必要かと考えております。

また、産業課の主要事業として、本町の基幹産業である茶業振興、特に平成18年度は、第60回全国茶まつり静岡大会が川根本町で開催されることが決定しております。川根地域を形成する川根町との連携も深めながら、優秀な成績をおさめ、それを地域のブランド化に努めるよう、18年度取り組んでまいりたいと思っております。

また、森林関係では、林業振興対策協議会の中に木質バイオマス部会を設け、計画の策定、実施に向けて協議を続けております。循環型社会をつくるために、森林資源を生かしながら木質バイオマスエネルギーを地域づくりに生かしていきたいと考えております。

建設関係では、引き続き住宅建設事業、公営住宅の建てかえに伴う建築事業を推進してまいります。また、田野口簡易水道の整備あるいは合併支援重点道路整備事業、水川バイパス、上長尾バイパスの整備促進もあわせて行ってまいりたいと思っております。

福祉分野では、合併に伴い保健計画、地域福祉計画、障害者福祉計画の作成を新町で行ってまいります。また、新しい介護保険法を受け、地域包括支援センターの設立により地域支援事業、新予防給付、ケアマネジメントの支援、権利擁護事業などを行ってまいります。

また、制度開始以来13カ月を経過した外出支援事業の拡充を行ってまいります。10月末までに延べ利用者は946回、登録者数517人となっております。平成18年中に1台の整備をお願いし、旧本川根地区への制度の利用拡大を図っていく予定であります。

税務関係でありますけれども、18年確定申告において3割強増加することが見込まれておりますので、申告会場や体制の見直しを現在行ってまいります。また、事務量の増大に伴い、基本的には申告書は自分で書くことが基本でありますので、そうした町民の方々が自己申告できるよう、PRと指導に努めてまいりたいと考えております。

以上、順不同で各課から上がっている要件等を述べさせていただき、今後の議員の皆様の御指

導、御指摘をいただきたいと考えております。

先ほど述べたように、川根本町は、大井川と南アルプス南部の山々が美しい景観の中にSLやアプト式鉄道が走り、温泉が点在する町です。また、シロヤシオ、アカヤシオ、また桜などの群生地があり、川根茶のふるさとでもあります。こうした資源を生かすために、来年度は全国お茶まつり、第60回の全国品評会、森と湖に親しむつどい、長島ダム関連事業、カヌージュニア選手権大会、接岨湖カヌー競技場などを会場とし、全国大会の開催を通じて、川根茶など地場産品のブランド化や美しい景観の中の温泉郷を全国に発信していきたいと考えております。さらに、住民の参加や流域全体の協力を得ながら創意工夫に富んだ企画とし、今後の地域づくりや住民意識の向上につながる事業を展開してまいりたいと考えております。

そうした事業を行う基本的な考えとして、山村は、長く維持され、人間の生活の場として役割を果たしてきました。そのかぎは資源利用の循環性にあったと考えております。それは決して山村のみの専売特許ではなく、社会の普遍的なものであったはずであります。地理的制約から新たな産業構造に転換できなかった山村に、そうした要素が色濃く残されたと見ることができると思います。

地球の温暖化や熱帯雨林の森林の喪失、環境ホルモンの例を言うまでもなく、1990年代以降、地球環境の破壊に対する不安、自然秩序の人為的な改変に対する危惧が表面化してまいりました。高度経済成長の負の影響に直面するたびに、断片的に節約、リサイクル、循環型社会という言葉が現状に一石を投じるキーワードとして語られることはあっても、それが社会の構造全体を律する理論や実践までいったためしかなかったのが現状ではなかったでしょうか。

どうしても今までと同様に経済の発展や復活の図式が思い浮かび、それに頼ったまちづくりが行われてきたように感じております。地域を見ても、日本を見ても、世界を見ても、資源を放蕩し尽くす現状のような拡大再生産型の社会が長く続くとは到底考えられません。高度に安定した循環型社会に転換していくには、私たち山村のモデルを一つの21世紀型の中で先導的に示す役割があると考えております。

そのような社会的要請は、山村に生きる私たち自身の前向きな意欲を支え、そして懐かしくて新しい山村社会の実現を支えるエネルギーになると思います。我々山村が21世紀の社会のモデルとなるよう、しっかりとした先導役を果たすことが今必要と考えております。そういった考えのもと、千年の学校あるいは資源循環型社会を目指した木質バイオマスエネルギーモデル事業等の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、我々は合併し、川根本町のまちづくりをこれから行うところでありますけれども、今回の合併の基本的な考え方は、地域の立場と暮らしに根差した問題意識を持ち、地域からの発想や取り組みを大切にすること、地域の課題を解決し、真に豊かな地域をつくっていくには、住民や地域団体、組織と行政が一体となり取り組むことが必要であること、そのためには行政組織は住民の近いところになければならない、そういうものであります。

また、地方分権の進展、少子化、高齢社会の到来で、多様化する住民サービスを維持するために、国、地方の厳しい財政状況の中では、合併して行財政改革を進め、組織を強化することが必要でありました。そのためには、暮らしや産業、地域課題に共通項の多い川根地域で意思決定し、

活動できる体制をつくることが必要と考え、以前より川根3町の合併を主張してまいりましたが、さまざまな理由で川根本町の誕生となりました。

しかしながら、この地域の将来や今後の市町村合併のさらなる進展を考えると、まず川根地域全体が一つになり今後の再編に備えること、あるいは、必ず来るであろう第二の合併に立ち向かう、あるいはそれを乗り切るために必要と考えております。川根町での議論、川根本町での協議を尊重することは当然ですが、早期に川根地域が一つとなり、地域資源を活用した定住と交流の促進を図る体制をつくっていくことが大事と考えております。

そうしたしっかりとした体制をつくるためにも、引き続き川根地域の構成町である川根町との協議、あるいは川根本町で議論をしながら、これからの川根地域の将来像をしっかりと描く中で、今後の市町村合併について議論をしていかなければならないと考えております。議員の皆様の御指摘、御指導を今後ともお願いしたいと考えております。

本日提案いたします議案は、条例の制定・改正4件、規約変更等3件、17年度本予算関係6件の計13件であります。よろしく御審議いただきますようお願いし、行政報告にかえ、あいさつとさせていただきます。

本日はどうかよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） これで行政報告は終わりました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（佐藤公敏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、澤畑義照君、杉本道生君を指名します。

日程第3 会期の決定

議長（佐藤公敏君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの13日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月20日までの13日間に決定しました。

日程第4 議案第5号 川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第4、議案第5号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第5号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成17年度末をもって川根本町立北小学校、川根本町立南小学校を廃し、平成18年度より両校を統合し新たに小学校を設置し、その校名を川根本町立本川根小学校としようとするものです。

両校の統合につきましては、平成15年以降、保護者を初め関係機関、関係者から多くの御意見をいただくとともに協議を重ね、それぞれから理解を得られたところであります。

将来の本町を背負っていく子供のより良い教育環境をつくるために統合することを御理解いただき、よろしく御審議いただきますよう提案するものであります。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。特に奥泉地区の住民の方たちにとって、今年度保育園がなくなって、来年度からこのように小学校がなくなるということについて、本当に大きな問題だったと思うんです。

ただいまの町長の説明では、将来を担う子供たちのより良い教育環境を整備していくために、奥泉にある北小学校を南小学校と統合して本川根小学校にするという案なんですけれども、地区の学校がなくなるということは本当に重大な問題で、私たちは、このことに全く旧中川根の議会としてはかかわっていませんので、もう少し詳しく説明をいただきたいわけなんですけれども、平成15年以降、関係者、関係機関などと話し合いを繰り返してきたということですが、どのように地元の住民の人たちとの話し合いを行い、どのような意見が住民の方あるいは対象になる父兄の方、いろいろな人たちから出されたのか、順を追って経過の説明を求めます。それから、その中で出された要望などの説明をいただきたい。

それから、子供が減っているということが一番大きな今回の統廃合の理由と思うんですけれども、昨日、全協の後、資料をいただきましたけれど、児童・生徒の推移ということで、旧本川根地区の南小学校、北小学校の児童・生徒の推移を書いたグラフ、表をいただきました。

これを見ますと、北小学校は今年度、平成17年度16人で、18年に2人減って19年に3人減るということで、その後は、20年以降は、20年に1人増え、21年、22年は増減なし、23年はまた1人増えるということで、少ない状況ではあっても、決して急いで統廃合しなければならないという状況ではないのではないかと、私はこの表を見て感じましたけれども、このように十二、三人の生徒数で横ばいをしていくということで、それでは少な過ぎるということで統廃合ということになったと思うんですけれども、こういうときに、全国でいろいろな例がありますけれども、例えば山村留学などを迎え入れるとか、取り組みをして地域に大事な学校を残そう、地域のすばらしい

環境を守ろうということ而努力するわけですけれども、そういうことについての対応というか考えはなかったのかどうか、お聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 筑地教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） それでは、11番の鈴木議員にお答えさせていただきます。

まず第1点目の地元との協議等の経過というふうなことでございますけれども、このお話が出てきたのが平成十四、五年から入ってきておりますけれども、そういう周囲の状況を踏まえて、平成15年9月に教育委員会で審議、いろいろ検討させていただきました。

この中で主な事業の経過でございますけれども、まず一番大事な児童・生徒の保護者等の御意見、また、今まで北小学校に携わってきた地域先輩方等の御意見、地元の方たちと15回ほどの協議を重ねた中で御理解が得られましたので、平成16年7月に教育委員会から町長の方に建議したということでございます。そういう御理解を得た中で、それぞれ議会の皆様方、また地区住民の方々に御説明し、御理解をいただいております。

その中で一番大きかった御意見、要望でございますが、やはり通学に関する問題でございます。その次に、地域の拠点がなくなるということで寂しいという思いがありましたけれども、これは後につながってくる跡利用についても十分御検討いただきたいと、そのような御意見でございます。

その中で、特に通学に関するということでございまして、それについては、まず児童・生徒の交通の利便性を図ろうということで、スクールバス等の導入を検討しております。

また、要望事項でございますけれども、今の通学の問題に併せまして北小学校については寸又峡地区からも通学している方がおられるわけでございますが、冬場になると年に数回、公共機関がストップする場合がございます。それは台風、積雪等でございます。法的な交通規制でなら、もちろん運行はできませんけれども、積雪等に伴うバスの運行については、そのようなことがあった場合、ぜひ配慮していただきたいということで、今回、例えば町の方でタクシー等の借り上げをし、それらの利便性を図ってあげるというふうな、そのような検討をしております。そういう要望も上がっております。

次に、減少の推移ということで、横ばいということでおっしゃっております。この統合の理由について、私たちはただ減少だけではとらえておりません。もちろん児童・生徒の周囲の環境の変化がされたというようなこと、その具体的な例といたしましては、その前の保育園の統合等もございました。それと、社会資本整備が大分よくなったということで、交通の利便性が非常によくなりました。桑野山トンネルの開通、そしてダム関連の事業というふうなことで交通の利便性も図られましたので、そのような点を踏まえながら皆様方に説明をし、提案をしてきたわけでございます。

そのほかに、山村留学というお話もございましたけれども、学校の方においても、インターネット上でもそのような努力をした経緯はございます。

いずれにしても、ただ児童・生徒が減ったということだけではございません。周囲の状況、社会資本整備がなされてきたというような形で、このような北小学校と南小学校を統合して新たな学校を創設するというふうに向けて進めてまいった次第でございます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） かなり経過をたどって、ここまでたどり着いたことだという説明があったわけですが、地元の了解を得たんだということが説明であったんですが、かなりいろいろなのとか、反対、納得できないという意見も強かったのではないかなと思います。それを超えての今回のこういう措置、意見が一致した、地元が了解したということでの今回の方針が出されたんだと思うんですけれども、将来的に減る一方だからというのが一番、ただ人数が減るだけではないと言われますけれども、やっぱり人数が減ることが一番大きな理由ではないかと思うんです。南小学校の方を見ますと、これから先、年々18年3人減、2人減ぐらいですけれども、20年、21年、22年と10人、2けたを越す減になっています。

このように南小学校は、大きな地域での子供の減少が大きいわけですが、北小では人数がそんなに減らないという推測がある時点で、残すことも、私たちの中川根地域で考えると、とても大事なことはないかなと思うわけです。

地域的にすごく便利な、利便性のいい地区で、町場などで、そんなに離れていないから統合しましょう、充実しましょうというのは、それはわかる、理解できるわけですが、北小のように、本当に地域的にも離れていて必要な学校、そして自然がたくさんあっていい環境がある、地域の人たちと一緒にいろいろなことを取り組んでいる、そういう実績を持った学校をなくすということを、私は、どれだけ地元の人たちとの話し合いがあって、地元の人たちがどんな意見があったのか、通学のことだけではなかったと思うんです。そういうことがよくわからないんですけれども、ほかに地元の人たちが、跡地の利用の意見だけだったのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） 多くの意見が出されたということでございますけれども、もちろん、学校がなくなるということは文化の拠点がなくなるということでございます。その中でも、地域にとってそのかわりとなるようなものを、跡利用を考えてほしいというふうな御意見等はいただいております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最終的に多数決のような形で決めたんでしょうか。それとも全員が、関係する父母あるいは地域住民の方たち、あるいは先輩、そういう人たちが、まだまだ何人かは納得できないという状況でもいたし方ないという形で決まったんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） 多数決ではございません。それぞれ地域、また関係者が出向いた中で御理解をいただいたということでございます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 今、鈴木議員が聞いた部分について、若干確認したいなというところがあります。というのは、15回にわたる地元との協議の末、合意が得られてということで、もっと具体的に、例えば文書みたいなものが取り交わされたのか、そこら辺のところ、だれが考えて

みても合意があったよというようなものがあるのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） 文書についてはございません。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 15回の協議がなされたということですので、文書には残さなかったけれども、最終の協議のところ、現在のところ確認し合ったというふうに理解していいですか。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） そのように御理解していただいて結構です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木です。反対の立場で討論を行います。

旧本川根町出身の議員の皆さんは、多分このことで大変な御苦勞を重ねてこられたのではないかと思います。また、今回初めて議員になられた方についても、多分地元の代表というような形で、いろいろな形で行政の方針を理解してもらおうというか、合意を取りつけるのに大変な努力を重ねられたと思います。

15回という協議が多いのか少ないのか、数からいうとかなり多い回数ではあっても、問題の大きさからいえば回数が決して多いとも思いませんし、同じ人たちと15回ではないと思いますので、行政の回数が15回ということで、私たちは、このことについてどのような要望が、多分複雑なたくさんの方の要望とか意見が出されて、それでどのようにして合意が図られたかということが、私には想像が付きません。旧中川根側で行っている保育園の統廃合、1園化と同じで、きっともう行政の方針先にありきで、とにかく理解してもらうまでは協議を続ける、そういうやり方ではなかったのかなという想像しかできません。それ以外の資料が全く私たちには示されていません。

ですので、本当に短い期間でこのような重大なことを、私たちに全く状況がわからない方に承認をしてほしいということ自体も非常に乱暴だなと思うんですけども、子供というのは本当に地域にとって重要な宝であって、単に未来を担う、その地域を担うということでもないでしょうけれども、国の未来を担う存在というだけではなくて、その地域に幼い子供たちがいるということで、その地域に及ぼす経済効果あるいは活力は、はかり知れないものがあると思います。

ましてや、最も活動が活発な時期の小学校、小学生、その学校が存在するかしないかということは、地名地区でもかつてそういう状況があったわけですけども、地名では、町で一番都市部に近くて交通の便もいいということで、小学校が廃校になった後、物すごく目に見えて荒廃したということは、寂れたということはありませんけれども、地理的条件のよさで救われているなどと思います。でも、奥泉地区を言うと、大変奥に入ったところで交通の便が決していいとは言えないし、奥に入れば入るほど、学校があるという、学校の存在そのものがその地域に及ぼす経済効

果あるいは活力というものには、本当にかげがえのない大きなものだと思っています。

そういう重大なものに対して、了解を得て、合意を得て進められているという説明を今、何度も聞いたわけですがけれども、にわかには信じられないというのが私の心には強くあります。

それはこれからの、中川根側の小学校3校があって、もう既に統廃合をどうするのかという一部の人たちからは意見が出されていますので、安易にここで納得のできない状況で重大な問題を承認するということが私はとてもできない。どういう状況で合意が取り付けられたのかわかりませんので、そのことが中川根の方にある小学校3校の統廃合に前例となっていくようでは非常に怖いということがありまして、内容がはっきりしませんので、無責任に賛成することができません。

また、子供が減っているとはいっても、まだまだ増やすための努力が十分にされていない、そういう行政の姿勢にも非常に不満があります。存続が今の時点で不可能という状況ではない時点での統廃合というふうにしかならない今回のこの議案について、もう決まったことのように、地元との話し合いはついているということで、もうやるしかないというふうな雰囲気ですがけれども、私はとても賛成できないということで、反対討論といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。12番、芹澤徳治君。

12番（芹澤徳治君） 鈴木議員は納得いかないと言っておりますけれども、納得いかないのは鈴木議員でありまして、PTAと地元は納得して合意したわけでありまして、

確かに小学校がなくなるというのは、地元にとっては非常に重要なことでもあります。その重要なことをあえてやったというのは、これは地元にしてもPTAにしても、子供のことを考えてやったことであると私は考えております。

確かに、学校、保育園でも一人でも存続できるかもしれませんが。果たしてそれが本当に子供のためにいいのかどうなのかというのは、これは私は疑問ではないかと。子供というのは多くの中で切磋琢磨しながら育っていく、遊びも学びもそうだと思いますけれども、そういった環境の中で育っていくことが子供の将来にとって、私は人間の形成に役に立つと思っています。1対1で勉強するのが果たしていいのかどうなのか、私は疑問でありまして、そういうことを地元もPTAも考えながら、この統廃合に踏み切ったわけでありまして、この間、15回ということですがけれども、教育施設審議会というのがありまして、その中でも協議をいたしました。

初めに、PTAが了解したからこれでいいんだということで教育委員会は言ってきましたけれども、教育施設審議会では、それではだめだと。地元の意見もちゃんと集約して、地元の理解を得た中でやってくれないと困りますよということで、教育施設審議会では、その件に関しては半年間かけて延ばしました。その結果、地元との会合も踏まえてこういう結果になったことでありまして、これは旧本川根町の北小学校区のPTA並びに地元の理解の上、子供の将来を考えてこういうことになったと私は考えておりますので、私はそれを尊重し、この条例を改正することには賛成の立場で申し上げました。

議員各位の御理解をよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第5号、川根本町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第5、議案第6号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第6号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、条例第24条関係の別表第1において規定する水道料金を改定しようとするものであります。

川根本町簡易水道の水道料金は、平成17年9月20日に専決処分により決定した料金を過日御承認いただいているところでございます。この中で、旧中川根町の範囲にある簡易水道の水道料金は、平成3年7月にそれぞれ簡易水道ごとに定めていた水道料金を統一し、平成9年度に消費税及び地方消費税を添加する改定を経て現行料金としているところでございます。

旧中川根町におきましては、平成5年度から継続的に給水区域の拡大を図り、良質な水道水を住民に供給できるように簡易水道施設整備事業を進めてまいっているところであります。水道料金収入と維持管理費用や起債償還額等の将来の収支見込みを考慮しつつ、簡易水道事業を運営してきているところでございまして、これまで一般会計から町債元利償還金に対する繰出金を増額し、直接的な加入者負担を極力抑えることとしてきておりました。

しかしながら、現在の割合を据え置いて町債元利償還金に対する一般会計繰り出しを行うこととした場合に、現行料金では、平成18年度から単年度収支において支出が収入を上回るという試算が出ております。現在の町一般会計の財政状況を考察いたしますと、簡易水道会計町債元利償還金に対する繰出金を現在の割合以上に支出することは困難であると判断し、料金改定をいたすものでございます。

また、施行期日を平成18年3月1日とし、平成18年度の歳入から収入しようとするものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 11番、鈴木多津枝です。今回提案された料金改定の内容なんですけれども、日本川根側と旧中川根側、別々の料金を、来年度以降も2本立てでいくということが基本になっている旧中川根側だけを値上げする案が出されています。このように合併したにもかかわらず別々の料金を設定するという理由は何なのか、1番目にお聞きいたします。

それから、2つ目ですけれども、旧中川根では普及率が低いということを理由に、町の財政規模にふつり合いな、毎年3億円前後の多額な工事費をつぎ込んできたわけですけれども、整備がほぼ終わったという隣の川根町や旧日本川根町では、そのために多額の借金が残っているという状況にはなっていないと聞いています。水道料金も、旧中川根が10立米当たり1,050円なのに対して、川根町は10立米でほぼ800円前後、本川根でも997円と、旧中川根より安くなっています。その理由をどのように考えているのかお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、住民に負担増を求める議案ですので、議会の皆さんには、1割ということで大した影響はないだろうというふうな声も聞かれるわけですけれども、私は、住民負担を上げるということは、これは今の時期に非常に重大な問題、精神的に住民に与える打撃も経済的に与える打撃も大きいわけですけれども、それ以上に大きいと思います。住民の意見を聞く、あるいは合意を得てからやるべきだと思うんですけれども、どのようなことをしてきたのか、またそのことについて、そのときの内容、意見などはどうだったのかをお聞きいたします。

以上です。3点です。

議長（佐藤公敏君） 山田建設課長。

建設課長（山田俊男君） それでは、鈴木多津枝議員からの御質問にお答えします。

別々の料金設定につきましては、合併協議会の中で随時協議を進めてまいった中で、今回、この期においては別々の料金設定をしていかざるを得ないということから設定したものであります。

それから、工事費の関係と水道料金のございですが、先ほど鈴木多津枝議員の方から他市町村の状況についての数字が出てまいりました。これにつきましては、一概に川根本町の水道の形態と、例えば島田市、川根町等々の各市町の水道の浄水並びに配水等の形態が違うのは当然でありまして、したがってそれぞれの工事費も違ってくる。具体的に申しますと、浄水の状況、島田市で言いますと、企業団と申しますか、そういったことが中心となって水道の供給に当たっている。当町におきましては、それぞれの地区において対象となる沢から浄水をし、配水をしていくというような地形的な問題もあります。

したがって、配水の方法、浄水の方法等によって当然工事費も違ってまいりますし、それに伴った給水料金の設定をするときの料金にもそれが影響してくるというふうに私は考えます。

先ほど、川根町の水道料が当町において非常に安いのではないかとというような御意見もございましたけれども、県下における上水道あるいは簡易水道の他市町村の状況を見ましても、決して当町の水道料金が一概に高いというような数字は出ておりません。

例えば川根町のひとつの簡易水道で言いますと、10立米当たり2,625円というような数字も出ていますし、10立米ですので、掛ける2になりますので5,200何がしになりますか、そういった

数字になってまいりますので、先ほど言いましたその地区の状況の施設、あるいはもろもろの状況に応じて水道料金を設定するというので、一概に統一した、あるいは近い数字を出すということは非常に困難であろうというふうに思います。したがって、資料に基づいて比較することはいかがなものかと私は思っております。

それから、今回の改正に当たる住民の御意見ということでございますが、旧中川根町においても、あるいは旧本川根町においても、それぞれの水道運営委員会の委員の方々の御意見を聞いた上で今日に至っているというふうに思っております。

新町におきましても、11月30日に新しい水道運営委員会を開催いたしまして、そのメンバーの中には、現在ある簡易水道、旧本川根町においては4地区、旧中川根町においては6地区、そして今後建設予定をしております田野口地区の代表の方も踏まえまして、それぞれの簡易水道の代表の方に御参集いただき、なお議員から御指摘のあった経過のことも含めまして、総合支所長にもメンバーに入らせていただきまして、15人の水道運営委員会を組織しております。中には助役が1名入っておりますので、今回の運営委員会については14名の方々の御意見を賜りました。そんな中で、御指摘のあった御意見等々いろいろな御意見を承りました。

したがって、今後、新町における水道運営委員会の委員の方々の御意見を聞きながら、あるいは議会の皆さん方の御意見を聞きながら、もろもろの問題について解決をしていくように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 他市町との水道料金の比較の答弁では非常に乱暴な答弁だと思われました。

なぜならば、私は島田市のこと是一言も言わなかったわけですがけれども、隣の川根町、人口においても町の規模においても同じような川根町で、確かに課長が言われるように、1カ所だけ二千何百円という2,000円を越す大変多額な、栗原地区の簡易水道は2,625円となっておりますけれども、ほかに6簡易水道ありますが、そこは840円、840円、840円、400円、700円、400円と、当町に比べても非常に低いわけです。そのことを平均的に見ても、比較してもという意味で言ったわけですがけれども、課長は、栗原地区がなぜこのように高いのかも本当に私はわかりませんが、非常に突出しているところの例もあるということで例を引かれて、一概に比較するのはいかがなものかというふうに言われたことに非常に不満というか、納得できないものです。なぜ違うのかということについてはお答えがありませんでしたので、施設の規模あるいは施設の質ですか、上質、高度な施設をつくったんだなというふうに考えていますけれども、それでいいのか確認をしますけれど、考えます。

それから、料金が違うということで考えますが、値上げについて、そのことで具体的にきちんと答弁がなかったわけですが、旧中川根町側だけ値上げをしなければならないという理由は、施設整備で借金が増えたということなんだろうと思いますけれども、違う角度から質問をいたしますと、やはりいただいた資料なんです、平成15年度から15年後の平成29年度までの収支計画書、課長は先ほど、18年度から単年度収支がマイナスになるんだと、だから値上げをしなけ

ればならないんだというふうに答弁の中で言われたわけですがけれども、確かにそれを見ますと、平成18年度から単年度収支268万4,000円赤字になって出てきています。それ以降、ずっと上がっているわけではなく、5年間ぐらいは単年度収支も下がるわけですがけれども、5年後、6年後からは、一挙に1,000万円を超す単年度収支赤字になっているという状況が出ています。これは確かに、今の料金だとそうなるという資料をいただきました。

でも、これをよく見ますと、一般会計の繰入率が不思議なことに、それまでは平成15、16、17年度においては、工事費、水道建設改良費と公債費、借金返済額、合計した金額に対して一般会計の繰入率が75%を超しているわけですがけれども、18年度からは70%に急に下がっています。そして、それ以降もずっと70%台、あるいは70%を切るという一般会計の繰り入れで、69.数%という状況になっています。

こういうふうに、一般会計の繰り入れを5%下げるということで600万円近い繰入額が減るわけですがけれども、値上げをして10%の値上げで得られる、増収する見込みの額というのは、年間6,500万円ぐらいの水道使用料ですから600万円ぐらいなので、この繰入率を下げなければ、値上げをしなくても一般会計収支とんとんで、決していい状況ではないといっても多額な施設工事をやっているんですから、それは長い目で見なければしょうがないことだと思うんです。長い目で見れば改善していくのではないかと思うんですけれども、課長はそのことについてどう思われますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 繰入率の問題の指摘がございましたけれども、これは過去の経緯といういろいろな事情があって、75%の繰り入れが継続されてきたと思っております。

これから大変厳しい財政状況の中で、一般会計からの繰り入れをどうとらえるか、これは特別会計と一般会計の関係で、国保あるいはその他の会計でもいろいろな議論がありますけれども、やはり正当な理由をつけなければ町民の方の理解が得られないだろうということで、今までは建設促進の意味も含めて、あるいは住民の方々の負担を軽減するためにも、75%の繰り入れが行われてきましたけれども、基本的には、やはり我々は有利な過疎債等の利用をしながらこの建設を進めてきた。そうなれば過疎債の充当率の70%を一般会計から繰り入れるのが、どういう立場の方にも理解が得られる繰入率ではないかと考え、料金改定もそうですけれども、皆様が納得できるような行政をするために、そうした繰入率に変更した経緯がございます。

したがって、我々は、方針として有利な過疎債を利用して水道建設を進めてきた、したがって借金も増える。しかしながら、その起債償還の割合75%、一般交付税に入ってくる分はまた会計に戻す、そういった形で今後とも運営あるいは建設等を進めていきたいと考えております。

以上の理由であります。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 反対の立場から討論を行います。

旧本川根町では借金が残っていないという理由が、施設整備をする都度、現ナマを使って整備を行ってきたという説明も昨日伺いました。それなら中川根側でも同じようにやるべきではないかと考えるのがまず第1の反対の理由です。

もう1点は、水源交付金を入れたこともあります。それから、先ほど議論になった繰入率ですけども、過疎債の充当率70%を入れるのはだれでも理解される、理解を得られる繰入率だということで、今まで75%以上だった繰入率を70%に下げて値上げを求める。しかも、それは旧本川根側と合併したにもかかわらず別々の料金で、中川根町民の責任だよ、受益者が払うべきだよというふうな考え方で行う。このことについて、すべて町が住民負担を簡単にやっているのではないかとというふうに思われて仕方がありません。

しかも、その方針は統一されていないで、いろいろなところで、目的が違うところで一つ一つ違うということを言うと混乱するなどと言う課長さんもしらっしゃいますけれども、本当にすり合わせのところでは必ずしも統一されているものではなく、あるところでは1つにするべきだ、合併したんだからと無理やりに1つにしたり、こういうところでは、合併しても旧町でつくった借金なんだから、それは責任を持って旧町の住民の負担を増やして払っていくべきだというふうに方針が統一されていないことについて、こういうことを町民の人たちがすべてきちんと聞けば納得できないという声が出るのは当然だと思います。何のための合併かわからないという声が必要だと思いますので、とてもこういうやり方に賛成することはできないことを明らかにして、反対討論といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。12番、芹澤徳治君。

12番（芹澤徳治君） 賛成の立場から討論をいたします。

まず第1に、この水道会計については合併の協議会の中で、旧中川根町側に水道関係の借金があった、多くあるということの中から、合併協議会の中では、この会計については1事業2会計とすることで合意をしている話であります。

そうした中で、旧本川根町側は借金が少ないというのは、旧中川根がどういうやり方をしたか知りませんが、旧本川根側では、水道というのは生活関連に重要なものであります。ですから、まず優先順位は第1位ぐらいにつけてこれを進めてきたわけでありまして、そのかわり借金をなるべくしないでやってきたというのは、ほかの事業は削ってやったわけでありまして、あれもやりこれもやりでは、なかなかそれはできないわけで、我慢するところは我慢し、そのかわり生活関連のものは優先的にやってきた。ですから、旧本川根町側は当然、健全とは言いませんけれども、特別会計ですから、その事業の中で収支が完結するのが一番いいわけですが、そういうわけにいかなくて一般会計から持ち出しはしておりますけれども、それでも私は住民が納得しながらやってきたと思います。

平成16年度当初予算を見ましても、簡易水道関係は旧中川根町は4億7,700万円、旧本川根町は6,500万円です。そのぐらい差があるということです。

ですから、私は、合併協の中でも話ししましたが、ある時期までは、将来は当然、同じ町ですから負担は同じにしなければいけないと思いますけれども、ある程度の時期までは、これ

は別会計でいった方がいいのではないかという協議会の委員の皆さんの意見もあり、そういう取り決めをしたと私は思っておりますので、私はこの改正については当然のことだと、こういうふうに思っておりますので、賛成といたすものであります。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。7番、高畑君。

7番（高畑雅一君） 7番、高畑でございます。

賛成の立場から討論をいたします。

（「議長、許したんですか、討論交互の原則」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論交互の原則でございますので、反対の討論がほかにあれば、先にそれを許します。

（「反対討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） ないようですので、賛成の討論を許します。

7番（高畑雅一君） それでは、議長からお許しが出ましたので、賛成の立場から討論させていただきます。

本件の旧中川根町の簡易水道の見直しにつきましては、平成10年度以来、長期にわたって運営委員会で、長期収支計画による経営状態を説明しながら料金改正の必要性を討論してきたということ聞いております。

基本料金20立米まで2,100円を2,310円、それから追加料金1立米について105円を115円50銭に、それぞれ10%ずつ改正する案につきましては、平成16年度、それから平成17年度の区長様にも料金改正の必要性の説明を行っております。また、平成17年6月24日付で、参考資料にもございますけれども、簡易水道運営委員会へ改正内容について諮問をしており、平成17年7月11日には、簡易水道料金を改正することについて諮問事項を適当と認めるという答申も出されております。

私たち水道を使う者にとりましては、料金は安いほどありがたいわけでございますけれども、年間を通して安全な、また安心して使える水道を維持していくには、簡易水道事業の収支計画に基づいて将来を見据えた水道料金を設定するということは、今後の簡易水道を運営していくには欠かせないことだと思っております。

旧中川根と旧本川根の水道料金の差額が基本料金で315円、追加料金で10円50銭ありますけれども、合併したからすぐに同じするということができるものとできないものがあるように考えております。

今後、簡易水道運営委員会でなるべくこの格差をなくしていただくように検討することを望みまして、賛成の立場から討論とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第6号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議案第7号、静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第7号、静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、御説明いたします。

議案4ページ、5ページをごらんください。

本組合は昭和37年11月1日に発足し、以来、組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、今日に至っております。

今回の変更は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定を適用し、中川根町、本川根町、相良町及び榛原町の脱退と川根本町及び牧之原市の加入、合併関係一部事務組合の名称を変更し、あわせて組合議員定数16名を1名増の17名とし、牧之原市長を本組合議員に追加するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を
組織する地方公共団体の数の増減及び規約変
更について

議長（佐藤公敏君） 日程第7、議案第8号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第8号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、御説明いたします。

議案6ページ、7ページをごらんください。

本組合は昭和44年4月1日に発足し、以来、組合市町村の非常勤職員に対する公務上の災害補償に関する事務を共同処理し、今日に至っています。

今回の変更は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定を適用し、中川根町、本川根町、相良町及び榛原町の脱退と川根本町及び牧之原市の加入、合併関係一部事務組合の名称を変更し、あわせて組合議員定数18名を1名増の19名とし、牧之原市長を本組合議員に追加するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 9 号 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の
数の増減及び規約の変更について

議長（佐藤公敏君） 日程第 8、議案第 9 号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第 9 号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきまして、御説明申し上げます。

議案 8 ページをごらんください。

本組合は昭和 44 年 4 月 1 日に設置され、榛原、志太地域の 3 市 10 町で組織する一部事務組合として、地域の知的障害児の自立支援のために指導、教育を行ってまいりました。

今回の変更は、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3 の規定を適用し、中川根町、本川根町、相良町及び榛原町の脱退と川根本町及び牧之原市の加入とする組合規約の構成員に関する変更であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 9 号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第 9 号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

それでは 10 時 40 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 26 分

再開 午前10時40分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第10号 川根本町公の施設に係る指定管理者の指定
の手續等に関する条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第10号、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第10号、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案10ページから14ページをごらんください。

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の指定管理者制度が創設されました。これにより、指定管理者制度を導入する場合、地方自治体は指定の手續などを定めた条例を制定することとなりました。

本条例は、趣旨、指定管理者の指定の手續に関する事項及び公の施設の適正な管理に関する事項等、共通事項を定めた通則的な条例となっております。今後、公の施設の管理を指定管理者制度の導入により活用を図る場合、対応できるよう体制を整えるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第10号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は12月19日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第10 議案第11号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第11号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から提案理由と議案説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第11号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

平成14年度から23年度までの10年間を計画期間とした住宅施策の基本指針となる住宅マスタープランと、それに基づいて策定した整備方針等を定める町営住宅ストック総合活用計画により、若者定住促進住宅を整備しているところであります。

住んで安心、暮らして快適、緑と文化のふるさと中川根を住宅政策の基本理念とした計画に当たり、町民及び町外在住就業者を対象に実施したアンケートの中で、若者の住宅建設への支援や若者向け町営住宅の整備を期待する声が多く、このため町内に定住を希望する若者が住居を確保するまでの間、居住の用に供し、若者の定住促進及び地域の活性化に寄与することを目的として、平成21年度を完成目標に8棟20戸を地名地区に建設し、これの設置及び管理に関する条例を制定したいものであります。

概要を簡単に説明いたしますと、第5条で公募による入居申し込み方法を、第7条で満18歳以上、満38歳以下とするなどの申し込み資格を、第8条で入居者の選考方法、第10条で満43歳に達した日から最初に迎える3月31日までとする入居の期限を規定し、第11条で家賃の額を定め、小学生以下の同居する児童を扶養している入居者は月額3万7,000円、それ以外の入居者は月額3万9,000円とし、別表2で示しています。

また、第22条では入居権の承継など29の見出しによる条例を制定し、施行日を平成18年2月1日からとして、A1棟の入居者公募を進めたいものであります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は第2常任委員会に付託することに決定しました。

ただいま第2常任委員会に付託しました議案第11号は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月19日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は12月19日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。

- 日程第11 議案第12号 平成17年度川根本町一般会計本予算
- 日程第12 議案第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算
- 日程第13 議案第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算
- 日程第14 議案第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算
- 日程第15 議案第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算
- 日程第16 議案第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算

議長（佐藤公敏君） 日程第11、議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算、日程第12、議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算、日程第13、議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算、日程第14、議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算、日程第15、議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算、日程第16、議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算、以上6議案を一括議題とします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号まで一括議題とします。

議案の朗読を省略して、直ちに町長から本予算の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第12号、平成17年度川根本町一般会計本予算の概要について御説明申し上げます。

一般会計の総額は、歳入歳出それぞれ46億3,700万円を計上させていただきました。先ほども

申し上げましたように、今回の本予算の編成におきましては、旧両町で議会の議決を経ているお互いの予算編成の理念を尊重、継承した中で、旧両町から引き継いだ事業の執行状況等を考慮し、新町として必要となる経費を計上させていただきました。

前の暫定予算では、まず旧町の打ち切り決算による未収金、未払い金の計上、そして12月末までに必要と見込まれた扶助費の支給、施設維持管理費、人件費などの義務的経費の計上と、旧町においてそれぞれ契約の締結や交付決定している工事請負費、委託料、補助金などの投資的な経費を計上させていただいておりますので、その内容の精査に加え、1月から3月までの義務的経費の計上と、今後実施していく投資的経費を計上させていただきました。

国の平成17年度の地方財政対策では、三位一体の改革に向けた国庫補助負担金の一般財源化のさらなる推進があり、合併しても当町のような小規模町村にとってさらに厳しい財政状況にはなりますが、広域合併ではできない、町民にとって身近な行政運営を維持充実させ、新町建設計画で掲げた新町が目指すまちづくりの将来像「水と森の番人が創る癒しの里」の具現化に向け、魅力を感じられるまちづくりを目指します。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表のとおりであります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は3,463万6,000円です。

第2款総務費は7億8,559万4,000円です。合併対策経費の計上を初め、地域づくりの核となる自治会振興費やまちづくり事業費など、町民が参加し、これからの川根本町を創造しながら活力ある地域づくりを推進します。

第3款民生費は6億715万円です。心身障害者支援費、社会福祉協議会補助金、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計の繰出金などが主なものでございます。

第4款衛生費は4億737万5,000円です。合併処理浄化槽設置補助金を初めとした環境対策費、坂京飲料水供給施設改良整備、簡易水道建設に伴う簡易水道事業特別会計への繰出金、町営水道普及率100%を目指した田野口地区簡易水道経営認可申請業務などが主なものです。

第5款労働費は10万円です。

第6款農林水産業費は8億4,777万2,000円です。県営中山間地域総合整備事業負担金による南部地区、奥大井地区の基盤整備、第5期山村振興対策事業による集落道新設事業、JA大井川川根茶業センター施設整備事業費補助、農林業センター運営事業など川根茶ブランドをより強固なものに確立していきます。また、森林整備地域活動支援事業交付金、景観林保全事業など、山林、森林の環境保全にも力を注いでいきます。

第7款商工費は1億9,540万9,000円です。奥大井・南アルプスマウンテンパーク推進事業など観光資源を有効に活用し、観光協会と連携を密にしながら集客能力の向上に努めます。

第8款土木費は3億4,127万円です。急傾斜地崩壊対策事業など防災と安全の向上を目指します。また、住宅環境整備として沢脇団地、地名団地の公営住宅整備事業及び若者定住促進事業の

住宅建設があり、平成18年度から賃貸住宅の供給を目指します。

第9款消防費は2億3,098万5,000円です。地域防災の拠点を兼ねた消防団詰所建設を初めとした消防団員の処遇充実、災害対策小型動力ポンプ付き積載車更新、耐震性貯水槽新設などの消防施設整備を目指します。

第10款教育費は3億4,465万8,000円です。合併により学校給食業務が町の直営事業になりました。スクールバスの購入、生涯学習の推進などに努めます。

第11款災害復旧費は3,013万8,000円です。迅速な対応を目指します。

第12款公債費は7億9,691万3,000円です。

第13款予備費は1,500万円です。

次に、歳入でございます。

第1款町税は4億2,832万1,000円です。

第2款地方譲与税は7,200万円です。

第3款利子割交付金は100万円です。

第4款配当割交付金は200万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は80万円です。

第6款地方消費税交付金は4,100万円です。

第7款自動車取得税交付金は3,500万円です。

第8款地方特例交付金は、旧町で全額収納済みのため予算計上がありません。

第9款地方交付税は8億49万7,000円です。交付決定のあった普通交付税の5億49万7,000円に加え、特別交付税3億円を見込みました。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円です。

第11款分担金及び負担金は2,557万9,000円です。分担金が357万3,000円、負担金が2,200万6,000円です。主に保育所保育料です。

第12款使用料及び手数料は4,038万3,000円です。使用料が3,178万7,000円、手数料が859万6,000円です。

第13款国庫支出金は1億9,057万2,000円です。国庫負担金が5,736万8,000円、国庫補助金が1億3,189万5,000円、委託金が130万9,000円です。

第14款県支出金は8億1,293万1,000円です。県負担金が3,001万7,000円、県補助金が7億7,009万4,000円、委託金が1,282万円です。

第15款財産収入は567万6,000円です。

第16款寄附金は1,000円です。これは科目設置です。

第17款繰入金は9億1,923万8,000円です。特別会計繰入金が1,607万2,000円、基金繰入金が9億316万6,000円です。

第18款諸収入は5億6,380万2,000円です。このうち、旧両町の打ち切り決算による歳計剰余金が5億501万8,000円です。

第19款町債は6億9,720万円です。過疎対策事業債が1億7,860万円、一般公共事業債が1,180万円、臨時地方道整備事業債が360万円、公営住宅建設事業債が1億290万円、地域再生事業債が

3,700万円、合併推進事業債が4,960万円、合併特例債が810万円、災害復旧事業債が360万円、臨時財政対策債が2億9,000万円、減税補てん債が1,200万円です。

以上が平成17年度一般会計本予算の概要です。よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

それでは、引き続き議案第13号、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計本予算の概要について、説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,800万円です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。過去の給付実績を考慮し、必要額を計上させていただきました。

また、平成17年度は旧両町での保険税の税率が違うことから一国二制度で運営しますので、会計処理の明確化の観点から旧町単位で金額を表示するように配慮しました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は2,075万8,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に関する費用などがあります。

第2款保険給付費は4億4,669万5,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などの計上があります。

第3款老人保健拠出金は7,214万6,000円です。

第4款介護納付金は2,960万7,000円です。

第5款共同事業拠出金は1,176万5,000円です。高額医療費、共同事業拠出金が主なものです。

第6款保健事業費は558万4,000円です。

第7款基金積立金は2,715万1,000円です。旧町での打ち切り決算の精算として、本川根分で2,701万1,000円の元金積み立てがあります。

第8款公債費は2,000円です。一時借入金利子の科目設置であります。

第9款諸支出金は429万2,000円です。

第10款予備費は1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は1億5,583万円です。

第2款使用料及び手数料は4,000円です。

第3款国庫支出金は1億2,559万4,000円です。

第4款療養給付費交付金は1億3,592万8,000円です。

第5款県支出金は555万8,000円です。

第6款共同事業交付金は566万7,000円です。

第7款財産収入は14万円です。

第8款繰入金は6,779万9,000円です。一般会計繰入金が主なものであります。

第9款諸収入は1億3,148万円です。このうち旧両町の打ち切り決算による歳計剰余金が1億3,144万8,000円です。

以上が、平成17年度国民健康保険事業特別会計本予算の概要であります。よろしく御審議くだ

さいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続いて、議案第14号、平成17年度川根本町老人保健特別会計本予算の概要について、説明いたします。

老人保健特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,180万円です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。公費負担割合について、平成17年10月診療分から42%が46%に変更されました。過去の給付実績を考慮して必要額を計上させていただきました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款医療諸費は8億4,779万5,000円です。医療費の現物給付、現金給付及び審査支払い手数料です。

第2款諸支出金は400万5,000円です。前年度の老人保健の実績に基づき、償還金として37万1,000円、繰出金として363万4,000円を計上いたしました。

次に、歳入でございます。

第1款支払基金交付金は4億2,148万1,000円です。

第2款国庫支出金は2億3,559万9,000円です。

第3款県支出金は5,201万6,000円です。

第4款繰入金は6,634万9,000円です。

第5款諸収入は7,635万5,000円です。このうち、旧両町の打ち切り決算による歳計剰余金が7,634万6,000円です。

以上が、平成17年度老人保健特別会計本予算の概要です。よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第15号、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計本予算の概要について、説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,830万円です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。過去の介護サービス料、給付実績をもとに必要額を計上させていただきました。また、平成17年度は旧両町で保険料が違うことから一国二制度で運営しますので、会計処理の明確化の観点から旧町単位で金額を表示するように配慮いたしました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は2,606万2,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は5億1,024万6,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は66万6,000円です。

第4款基金積立金は4万3,000円です。

第5款公債費は2,000円です。一時借入金利子の科目設置であります。

第6款諸支出金は2,128万1,000円です。前年度の介護保険事業の実績に基づき、繰出金とした1,243万8,000円、償還金及び還付加算金として884万3,000円を計上しました。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は5,652万1,000円です。

第2款分担金及び負担金は113万5,000円です。川根町からの川根地域介護認定審査会運営費負担金です。

第3款使用料及び手数料は4,000円です。

第4款国庫支出金は1億3,085万7,000円です。

第5款支払基金交付金は1億6,561万5,000円です。

第6款県支出金は6,331万9,000円です。

第7款財産収入は4万3,000円です。

第8款繰入金は8,140万7,000円です。一般会計繰入金が7,079万5,000円、財源不足を補うための積立基金繰入金を1,061万2,000円計上させていただきました。

第9款諸収入は5,939万9,000円です。このうち、旧両町の打ち切り決算による歳計剰余金が5,938万5,000円です。

以上が、平成17年度介護保険事業特別会計本予算の概要です。よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第16号、平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計本予算について、説明いたします。

簡易水道事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,580万円です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表のとおりであります。旧両町で給水使用料の料金体系、施設の整備状況、起債残高が違うことから、これからも継続して一国二制度で運営していきます。給水能力の向上を目指した簡易水道建設費と施設を良好に管理運営するための経費を計上させていただきました。

それでは、歳出から説明いたします。

第1款総務費は1,781万6,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は1億7,579万5,000円です。主な事業としては、中川根地域では北部簡易水道の施設整備事業による野志本地区を中心に老朽施設の改良更新があり、本川根地域ではテレメーター施設整備があります。それぞれ町営簡易水道施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款公債費は9,308万9,000円です。水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は910万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は12万円です。

第2款使用料及び手数料は6,528万3,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款国庫支出金は4,060万円です。北部簡易水道の施設整備に係る簡易水道建設費補助金です。

第4款県支出金は220万5,000円です。これも北部簡易水道の施設整備に係る簡易水道建設費補助金です。

第5款財産収入は2,000円です。

第6款繰入金は8,069万7,000円です。施設建設と公債費への支援として一般会計繰入金が主なものです。

第7款諸収入は1,789万3,000円です。このうち、旧両町の打ち切り決算による歳計剰余金が1,714万8,000円です。

第8款町債は8,900万円です。過疎対策事業債が4,900万円、簡易水道事業債が4,000万円です。

以上が、平成17年度簡易水道事業特別会計本予算の概要です。よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計本予算について、説明いたします。

温泉事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ2,020万円です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明いたします。

第1款総務費は621万4,000円です。職員人件費と事務費であります。

第2款温泉事業費は1,387万6,000円です。主な事業としては、白沢温泉への温泉運搬、寸又峡温泉給湯管布設替工事など良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は1万円です。

第4款予備費は10万円でございます。

次に、歳入であります。

第1款使用料及び手数料は210万3,000円です。

第2款財産収入は1万円です。

第3款繰入金は1,439万8,000円です。

第5款諸収入は368万9,000円です。このうち、旧両町の打ち切り決算による歳計剰余金が368万6,000円です。

以上が、平成17年度温泉事業特別会計本予算の概要です。よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君）平成17年度本予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第12号から議案第17号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君）これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号から議案第17号までは、13名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君）異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。
お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま予算特別委員会に付託しました議案第12号から議案第17号については、会議規則第46条第1項の規定によって12月19日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第17号については、12月19日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第17 川根本町議会議員派遣の件

議長(佐藤公敏君) 日程第17、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

散 会

議長(佐藤公敏君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

予算特別委員会及び常任委員会開催等の都合によって、12月9日から12月19日までの11日間、

休会にしたいと思います。

御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から12月19日までの11日間、休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時12分